

保 医 第 4 5 2 号
令和4年9月1日

関係機関・団体 御中

沖縄県保健医療部長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について

みだしのことについて、令和4年8月2日付け医政発0802号第13号により、厚生労働省医政局長から、下記の省令等の改正に係る通知があります。

つきましては、当該通知を医療政策課HPに掲載しますので、改正内容についてご確認のうえ取り扱いについて遺漏のないよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正省令等

- (1) 医師法施行規則
- (2) 歯科医師法施行規則
- (3) 放射線技師法施行規則
- (4) 臨床検査技師等に関する法律施行規則
- (5) 理学療法士及び作業療法士法施行規則
- (6) 視能訓練士法施行規則
- (7) その他関係省令

2 HP掲載箇所

沖縄県保健医療部医療政策課HP／厚生労働省関係通知／その他の通知／令和4年9月2日付け保医第452号

沖縄県保健医療部医療政策課 企画班 古堅 TEL 098-866-2111 Mail furugend@pref.okinawa.lg.jp
